

「労働者性」の判断基準について

「請負契約」や「委任契約」といった契約の形式や名称でなく、「労働者性」が認められる場合は、

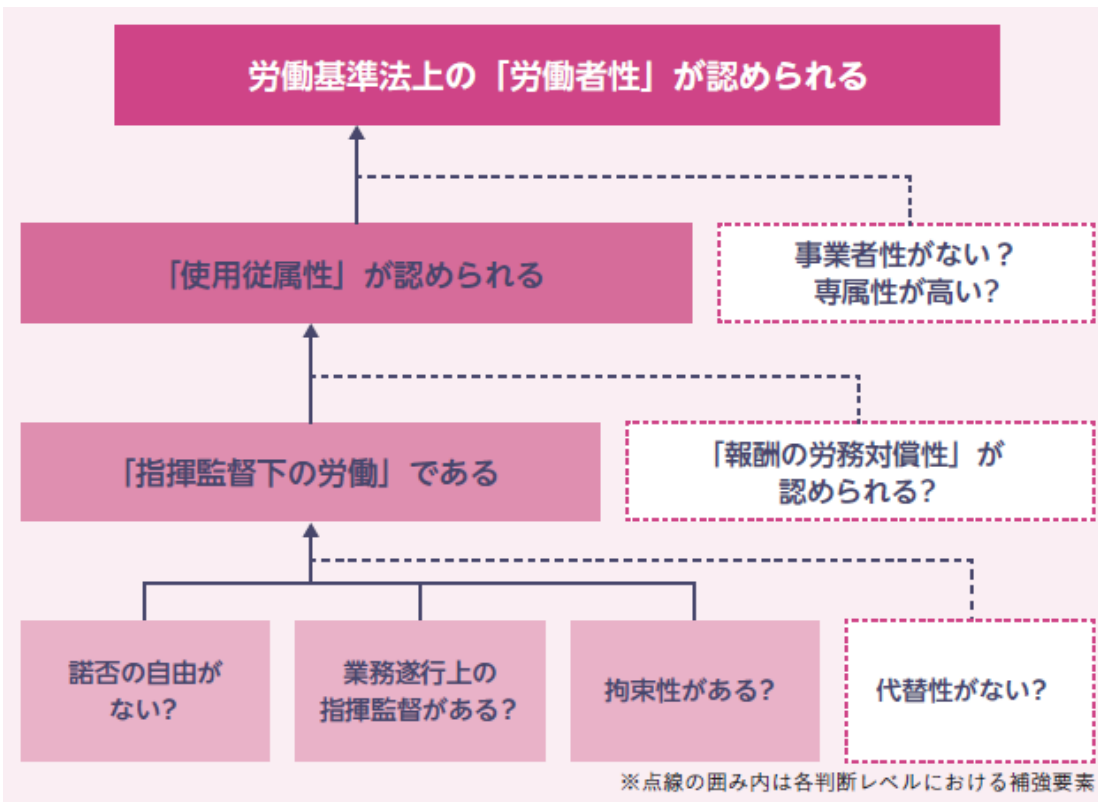
労働基準法上の「労働者」となる

実態が「労働者」なら
労働基準法等が適用されます！

「労働者性」は、労働基準法第9条に基づき、

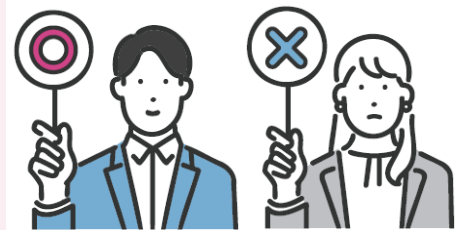
- ①「指揮監督下の労働」であること
- ②「報酬の労務対償性」があること

➡ 「使用従属性」に関する判断基準による



「労働者性」の判断を補強

- ①「事業者性」があるか
- ②「専属性」が高すぎないか
- ③従業員と同じ扱いでないか



偽装フリーランス防止のための手引きより
(フリーランス協会)

<事務所より>

今年11月より「フリーランス・事業者間取引適正化等法」がスタートします。フリーランスの方との取引の適正化や、フリーランスの方の就業環境の整備などが目的です。詳細については、今後、ご紹介します。

8月の年金相談日は「1、8、15、22、29日」です。ご迷惑をお掛けしますが、よろしくお願いいたします。



詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

えとう社会保険労務士・行政書士事務所